

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 定期外健康診断の実施
医療機関の指定
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区役員の住所訂正
耕地整理換地処分の認可
土地の公用廃止
定例具議会の招集
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会の招集
- ◇公安規則 幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正

告示

鳥取県告示第五百七十八号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基づく定期外の健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十三年十二月九日
鳥取県知事 石 破 二 郎

- 一 健康診断を受けるべき者
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定により、あん摩師、はり師又はきゆう師の免許を有し、その業を
している者。
- 二 健康診断の実施期日
昭和三十三年十一月二十四日から
昭和三十三年十二月二十日まで
- 三 検診の場所
鳥取保健所
- 四 健康診断の実施区域
鳥取市、岩美郡

鳥取県告示第五百七十九号
結核予防法（昭和二十年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十三年十二月九日
 指 定 年 月 日 名 称
 昭和三十三年十月十五日 音田内科
 " 十一月十九日 清水整形外科医院

鳥取県知事 石 破 二 朗
 所 在 地 管轄保健所名
 倉吉市東町四三五番地 倉吉保健所
 " 宮川町一五五番地 同右

鳥取県告示第五百八十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員の変更及び就任の届出があつた。

昭和三十三年十二月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

吉岡温泉町土地改良区

監事 沢田 勝 鳥取市吉岡温泉町四六八番地

" 村上平太郎 " 四六三番地

就任した役員の名及び住所

監事 沢田 勝 鳥取市吉岡温泉町四六八番地

" 村上平太郎 " 四六三番地

昭和三十三年三月二十六日通常総会において総選挙の結果当選し、三月二十六日就任、任期二年（昭和三十四年三月二十五日まで）

鳥取県告示第五百八十一号

大元土地改良区からさきに届出のあつた就任役員住所について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十三年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

理事 桑本 豊徳

旧住所 鳥取県東伯郡東伯町大字保

新住所 鳥取県東伯郡東伯町大字徳万

鳥取県告示第五百八十二号
 堀越第三区耕地整理組合から申請のあつた耕地整理換地処分について、耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第三十条第三項の規定により、昭和三十三年十二月五日認可した。

昭和三十三年十二月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十三号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十三年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一場 所 鳥取市古海字東開発

七六四ノ一一
 七六四ノ一二
 七六四ノ一三
 七六四ノ一三

一 地目其他 水路敷

一 面積 一六、八〇坪

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第五百八十四号
 昭和三十三年十二月十六日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和三十三年十二月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

昭和三十三年度第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十二月九日

鳥取県選挙管理委員長 武井 正雄

一日 時 昭和三十三年十二月九日午後三時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

三 議題 鳥取県知事選挙の結果について

公安委員会規則

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、

担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第二号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の

別表二巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

六	船岡町郡家	船岡町大字郡家	〃大字郡家、福井、上野、西谷、見槻中、見槻、志子部、隼福
---	-------	---------	------------------------------

六	船岡町隼	船岡町大字見槻中	〃大字郡家、福井、上野、西谷、見槻中、見槻、志子部、隼福
---	------	----------	------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印 鳥取県鳥取市東町取印 鳥取県鳥取市東町取印